公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１３０号
名古屋市西区花の木２丁目５番６号　シティシャトレ花の木103号、申立時の住所名古屋市西区花の木３丁目13番14号　プチパレ506号
債務者　佐々木ＩＴサービスこと　佐々木圭一郎
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３１号
名古屋市西区花の木２丁目５番６号　シティシャトレ花の木103号、申立時の住所名古屋市西区花の木３丁目13番14号　プチパレ506号
債務者　佐々木あけみ
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２５１号
名古屋市北区楠３丁目804番地
債務者　中根　史博
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８８号
神戸市垂水区乙木１丁目７番２号
債務者　井関　淑子
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１０号
神戸市垂水区本多聞５丁目１番163―501号
債務者　吉田　直人
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４１号
神戸市中央区筒井町１丁目１番１―604号
債務者　嶋田　真二
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８３号
神戸市灘区一王山町８番11号　アゼンダ六甲山の手101号
債務者　新家　孝子
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９８号
兵庫県三木市別所町花尻80番地
債務者　生田小百合
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３０２号
兵庫県明石市大久保町谷八木1152番地の１　ＣｈｅｚＭｏｉ21―301号、前住所兵庫県明石市大久保町谷八木623番地の１　グランドシャトー西明石301号
債務者　林　　大
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第３３号
神戸市西区井吹台西町１丁目７番地　４―602号
債務者　田中　勝彦
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第４５号
兵庫県明石市東山町1099番地の１　サンシティ朝霧803号
債務者　三谷　敏枝
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１０号
高知県四万十市右山天神町８番16号　ルビーコート203号、旧住所高知県高知市薊野西町２丁目11番３号　ハウスさかえ201号
債務者　北村　直美
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２９年（フ）第５７号
佐賀県三養基郡みやき町大字簑原2975番地４
債務者　下村富美子
1　決定年月日時　平成29年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５８号
佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀1220番地スターリースカイ103号
債務者　ＹＯＳＡ　ＰＡＲＫ　ｃｏｌｏｎこと　時川さゆり
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６１号
佐賀市若宮３丁目４番1411号
債務者　桃崎　静子
1　決定年月日時　平成29年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係